

新たな規制を踏まえた動物取扱業の監視指導①

法・基本指針の改正内容

動物愛護管理法

- 令和2年6月1日施行
登録拒否事由の追加、動物の販売場所を事業所に限定等
- 令和3年6月1日施行
・ **具体的な遵守基準（数値基準）を規定**
（**飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等**）
・ 生後56日を経過しない犬又は猫の販売等を制限
- 令和4年6月1日施行
マイクロチップ装着・登録義務化等

基本指針

- 登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、**新たな規制の着実な運用**を図る。
- 動物取扱業の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する**制度の周知**や**指導及び監視の強化**並びに**規制の実効性の確保**が必要。
- 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その**主体的な取組を促進**する。

東京都の現状

- **動物取扱業者数の増加**
 - ・ 第一種動物取扱業者（トリミングサロン、ペットショップ等）
2013年度：約4,100件 ⇒ 2018年度：約4,900件
 - ・ 第二種動物取扱業（営利性なし・飼養施設を設置・一定頭数以上の動物を取扱い）
2013年度：20件 ⇒ 2018年度：100件
- **監視指導件数の増加**
 - ・ 第一種動物取扱業
苦情対応や申請時の他、災害時対応の確認等、必要に応じた特別監視を実施
2013年度：約2,300施設 ⇒ 2018年度：約4,700施設
 - ・ 第二種動物取扱業
苦情対応による監視指導を中心に実施
2013年度：40施設 ⇒ 2018年度：81施設
- **動物取扱業の業態の多様化**
販売業（ペットショップ、ブリーダー等）の登録件数は、近年減少傾向にある。一方で、保管業（ペットサロン、ペットシッター）、展示業（動物カフェ）、譲受飼養業（老犬ホーム）など多様な業態に展開し、他の種別の登録数は大きく伸びている。

第一種動物取扱業	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
登録施設数	1,854	2,799	3,198	3,503	3,795	3,803	3,911	4,103	4,333	4,493	4,613	4,715	4,899
第二種動物取扱業	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
登録施設数								20	33	62	83	85	100

第一種動物取扱業	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
監視件数	2,309	2,451	3,395	7,091	4,378	4,736
第二種動物取扱業	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
監視件数	40	39	53	49	27	81

新たな規制を踏まえた動物取扱業の監視指導②

審議会委員からの主なご意見

【規制強化の検討】

- 都で基準等の追加や、その他の動物種の基準を先行して作成することを検討する。

【監視指導・周知における連携】

- 監視指導に関するボランティアの育成・活用
- 区市町村や獣医師会等との関係機関との連携が必要
- 民間委託や「動物ポリス」など、新たな監視指導のあり方を検討
- 販売、展示方法が複雑になっているため、都民からの情報を元に各業態に合った指導内容を作る。

【監視指導・周知の手法】

- 動物取扱責任者研修の場で責任者として何が必要か丁寧に説明。
- SNSなど新しいメディアを活用した周知
- 新たな規制を表にまとめ、現場で簡単にチェックできるようにする。

【自主管理の促進】

- 適正に飼養できている事業者に対してインセンティブを設けたり、都からのお墨付きを出すような取組を検討
- 飼養状況の公表など、都民が容易にアプローチできる情報発信

東京都の取組の方向性(案)

(下線部：中間報告に追記した事項)

動物取扱業の監視強化

- 新たな規制等法令周知の徹底
- 業態の種類や新たな規制を踏まえた事業者評価により、重点的な監視が必要な施設には、きめ細やかな監視指導を実施
- 適正な飼養管理の具体的基準が第二種動物取扱業者にも準用されることを踏まえた立入・指導の実施
- 新たな規制を踏まえた処分基準を明確化するとともに、事業者の法令違反については、厳正に対処

効率的・効果的な監視指導・周知

- ICTを活用した事業者情報の管理、センター各所間での情報共有による効率的な監視指導を実施
- 簡易な届出における電子申請など、手続業務の効率化を推進
- 数値基準の遵守状況について、事業者による確認を推進するとともに、蓄積された遵守状況に関するデータを解析・検証し、得られた結果を監視指導に有効活用

事業者による自主管理の促進

- 都民等からの苦情や通報に基づき、業態ごとに苦情・トラブルに繋がるケースの要因を分析、分析内容を踏まえ自主管理点検票を作成
- 研修や監視指導時に、自主管理点検票の使い方や数値基準に基づく確認ポイントを周知するなど、事業者による自主管理を支援